

## 第73号議案

春日市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和7年12月1日

春日市長 井 上 澄 和

### 提案理由

他の行政機関等から迅速に特定個人情報の提供を受けること等により行政事務の効率化に資するため、個人番号を利用することができる事務の追加等に関し、所要の規定の整備を図るものである。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

第1条 春日市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第26号)の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

16 市長	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による子育て世帯訪問支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
17 市長	市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者(市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。)を特定する固有の番号を付番し、管理するものの(以下「住登外者宛名番号管理機能」という。)による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
18 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2を次のように改める。

別表第2(第4条関係)

執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)、地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)又は住登外者宛名番号管

		理機能による住登外者の管理に関する情報(以下「住登外者宛名情報」という。)であって規則で定めるもの
2 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準ずる保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。)、母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。)、介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた

		めの法律による自立支援給付の支給に関する情報(以下「障害者自立支援給付関係情報」という。)又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
3 市長	春日市こども医療費の支給に関する条例によるこども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、国民健康保険法による医療に関する給付の支給に関する情報、春日市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例によるひとり親家庭等医療費の支給に関する情報(以下「ひとり親家庭等医療費関係情報」という。)、春日市重度障害者医療費の支給に関する条例による重度障害者医療費の支給に関する情報(以下「重度障害者医療費関係情報」という。)又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
4 市長	春日市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例によるひとり親家庭等医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定に関する情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報、国民健康保険法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報、春日市こども医療費の支給に関する条例によるこども医療費の支給に関する情報(以下「こども医療費関係情報」という。)、重度障害者医療費関係情報、児童扶養手当関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)によ

		る精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者 福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者 に関する情報(以下「障害者関係情報」とい う。)又は住登外者宛名情報であって規則で定め るもの
5 市長	春日市重度障害 者医療費の支給 に関する条例に による重度障害者 医療費の支給に 関する事務であ って規則で定め るもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情 報、生活保護関係情報、地方税関係情報、住民 票関係情報、国民健康保険法若しくは高齢者の 医療の確保に関する法律による医療に関する給 付の支給に関する情報、中国残留邦人等支援給 付等関係情報、介護保険給付等関係情報、障害 者自立支援給付関係情報、こども医療費関係情 報、ひとり親家庭等医療費関係情報、障害者関 係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定 めるもの
6 市長	ひとり親家庭等 の生活を支援す る者の派遣に関 する事務であつ て規則で定める もの	地方税関係情報又は住登外者宛名情報であって 規則で定めるもの
7 市長	高等学校卒業程 度認定試験規則 第1条に規定す る高等学校卒業 程度認定試験を 受けようとする ひとり親家庭の 親及びひとり親	地方税関係情報又は住登外者宛名情報であって 規則で定めるもの

	家庭の親に扶養 されている20歳 未満の児童に対 する給付金の支 給に関する事務 であって規則で 定めるもの	
8 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項の地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
9 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第3項の障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業の実施に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

10 市長	心身に重度の障害があり、かつ、在宅する者に対する手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
11 市長	子ども・子育て支援法第59条の地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
12 市長	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
13 市長	高齢者の医療の確保に関する法律による特定健診の実施に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険法による医療に関する給付の支給に関する情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
14 市長	児童福祉法による子育て世帯訪問支援事業の実	生活保護関係情報、地方税関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

	施に関する事務 であって規則で 定めるもの	
15 市長	法別表の各項の 下欄に掲げる事 務(法第9条第1項 に規定する準法 定事務を含む。)	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
16 教育委 員会	法別表の各項の 下欄に掲げる事 務(法第9条第1項 に規定する準法 定事務を含む。)	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表第3中

生活保護関係情報、地方税関係情報又 は住民票関係情報であって規則で定め るもの
地方税関係情報であって規則で定める もの

」

を

生活保護関係情報、地方税関係情報、 児童扶養手当関係情報又は住民票関係 情報であって規則で定めるもの
生活保護関係情報、地方税関係情報又 は住民票関係情報であって規則で定め るもの

」

に改め、同表に次のように加える。

6 教育委員会	住登外者宛名番号 管理機能による住登外者情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
7 市長	住登外者宛名番号 管理機能による住登外者情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

第2条 春日市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

2 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法(昭和25年法律第144号)に準ずる保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
------	---

」

を

「

2 削除	
------	--

」

に改める。

別表第2中

「

1 市長	予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)、地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)又は住登外者宛名番号管理機能による住登外者の管理に関する情報(以下「住登外者宛名情報」という。)であつて規則で定めるもの
2 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準ずる保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。)、母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法(昭和46年法律第73号)

		による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。)、介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報(以下「障害者自立支援給付関係情報」という。)又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
3 市長	春日市こども医療費の支給に関する条例によるこども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、国民健康保険法による医療に関する給付の支給に関する情報、春日市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例によるひとり親家庭等医療費の支給に関する情報(以下「ひとり親家庭等医療費関係情報」という。)、春日市重度障害者医療費の支給に関する条例による重度障害者医療費の支給に関する情報(以下「重度障害者医療費関係情報」という。)又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
4 市長	春日市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例によるひとり	児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定に関する情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた

	親家庭等医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	めの法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報、国民健康保険法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報、春日市こども医療費の支給に関する条例によるこども医療費の支給に関する情報(以下「こども医療費関係情報」という。)、重度障害者医療費関係情報、児童扶養手当関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報(以下「障害者関係情報」という。)又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
5 市長	春日市重度障害者医療費の支給に関する条例による重度障害者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、国民健康保険法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、介護保険給付等関係情報、障害者自立支援給付関係情報、こども医療費関係情報、ひとり親家庭等医療費関係情報、障害者関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

を

「

」

1 市長	予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)、地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)又は住登外者宛名番号管理機能による住登外者の管理に関する情報(以下「住登外者宛名情報」という。)であって規則で定めるもの
2 削除		
3 市長	春日市こども医療費の支給に関する条例によるこども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による医療に関する給付の支給に関する情報、春日市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例によるひとり親家庭等医療費の支給に関する情報(以下「ひとり親家庭等医療費関係情報」という。)、春日市重度障害者医療費の支給に関する条例による重度障害者医療費の支給に関する情報(以下「重度障害者医療費関係情報」という。)又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
4 市長	春日市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例によるひとり親家庭等医療費	児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定に関する情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援

	の支給に関する事務であって規則で定めるもの	に関する情報、国民健康保険法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報、春日市こども医療費の支給に関する条例によるこども医療費の支給に関する情報(以下「こども医療費関係情報」という。)、重度障害者医療費関係情報、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報(以下「障害者関係情報」という。)又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
5 市長	春日市重度障害者医療費の支給に関する条例による重度障害者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、国民健康保険法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給若しくは地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援

	するための法律による自立支援給付の支給に関する情報、こども医療費関係情報、ひとり親家庭等医療費関係情報、障害者関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
--	---

」

に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、規則で定める日から施行する。